

令和2年度 大田市社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1.実施時期

令和2年12月から令和3年1月まで実施

2.一般指導監査(実地監査)

法人数	実施数	文書指摘法人数	文書指摘率	文書指摘件数
14	2	2	100.0%	2

3.特別監査 実施なし

4.指導監査の実施体制

介護保険課指導監査係が実施

5.指導監査における留意事項(実施方針)

令和2年度の指導監査に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- (1)関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び円滑な社会福祉事業経営の確保
- (2)社会福祉法人の運営に係る経費の適正な執行管理

6.指導監査結果の概要

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、挙証資料による改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導等により改善の徹底を図った。

7.主な指摘事項

- ・新役員を招集した理事会の招集通知が、選任される前に行われており有効なものでなかった。
- ・理事会の招集通知の発出が確認できない事例があった。
- ・議事録の議事の記録と議案関係資料等を編綴せずに別々に保管してあった。
- ・理事に委任する権限の内容が明確でないものがあった。
- ・利用者からの意見や苦情等を理事会及び第三者委員に報告していなかった。
- ・予算の執行に当たって、必要な補正予算を編成していなかった。
- ・会計責任者及び出納職員等の任命書を交付していなかった。
- ・経理規程の内容が、経理等の実態と整合性が図れていないものがあった。
- ・計算書類等に不備があった。(注記の誤記載)